

(様式第14号)

昭和 年 月 日

所在地

鳥取県知事 氏 名 殿  
団体代表者 氏 名

林道(何々)線(何々)承認申請書

昭和 年度実施した林道(何々)線を下記のとおり(何々)したので、鳥取県補助金等交付規則第26条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1. 開設並びに災害経歴

(1) 開設経歴

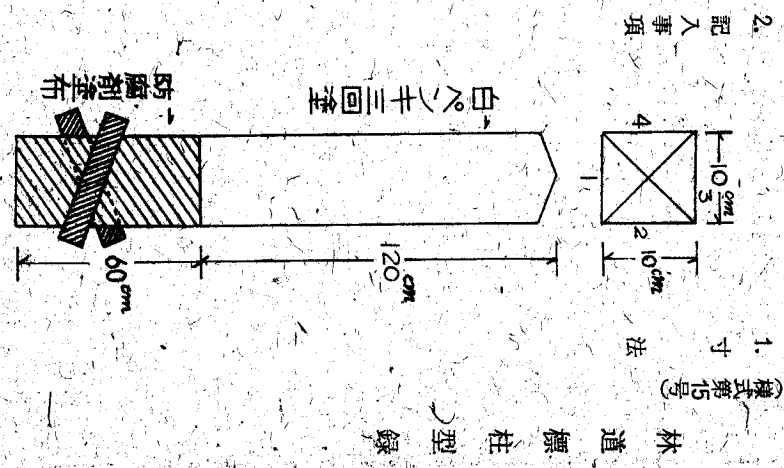
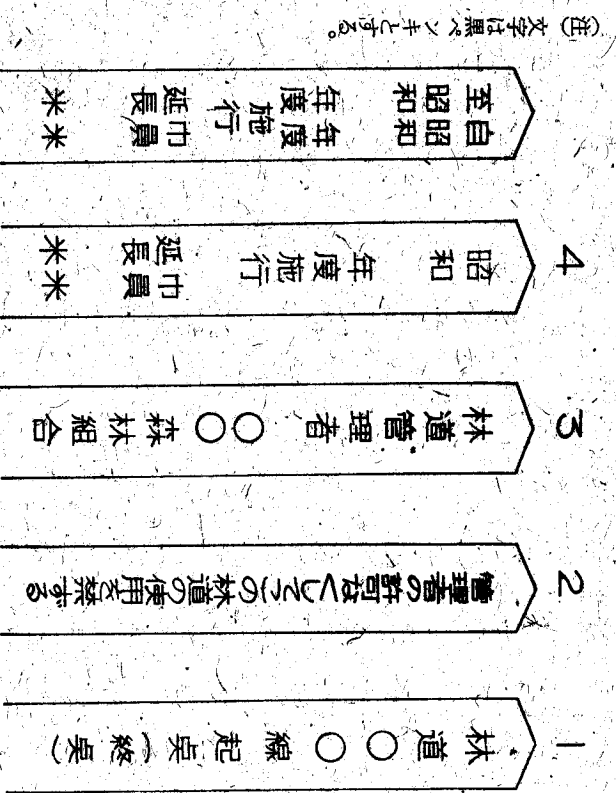
路線名	開設年度	開設区分	種類	巾	員	延長	工事費	補助金	備	考
					m	m	円	円		

(2) 災害経歴

年災名	施行年度	箇所番号	延長	工事費	補助金	備	考
			m	円	円		

- 所在箇所  
起 点 郡市 郡市  
終 点 町村 町村 大字 大字  
(何々)する箇所
- 同上巾員及び延長
- 変更理由
- 位置図

(注) 5万分の1地形図に開設林道を黒色で図示し、此のうち(何々)する区間を赤色で併記すること



告 示

鳥取県告示第六百六十五号  
鳥取県災害林道復旧事業補助規程(昭和二十九年十一月鳥取県告示第五百四十三号)は、昭和三十七年十二月十四日限り廃止する。  
昭和三十七年十二月十四日  
鳥取県知事 石破 二郎

告 示

鳥取県告示第六百六十六号  
林道災害復旧事業及び林道災害関連事業補助金交付要綱を次のように定める。  
昭和三十七年十二月十四日  
鳥取県知事 石破 二郎  
林道災害復旧事業及び林道災害関連事業補助金交付要綱(趣旨)  
第一条 林道災害復旧事業及び林道災害関連事業補助金

の交付に関しては、鳥取県補助金等交付規則(昭和三十三年四月鳥取県規則第二十二号。以下「規則」という。)に定めるものは、この要綱の定めるところによる。  
(定義)

第二条 この要綱において「林道災害復旧事業」とは、災害によって必要を生じた事業で災害にかかった林道を原形に復旧すること(原形に復旧することとが不可能な場合において、当該林道の従前の効用を復旧するために必要な施設をすることを含む。)を目的とするもののうち、一箇所の工事の費用が十万円以上のものをいう。

2、この要綱において「林道災害関連事業」とは、災害によって必要を生じた事業で、林道災害復旧事業として採択した箇所、又はこれを含めた一連の施設が再度災害を防止するものであって、かつ、構造物の強化等を図るためこれとあわせて施行することを目的とするもののうち、一箇所の工事の

費用が十万円以上のものをいう。

(補助率)

第三条 補助率は、次のとおりとする。

- 一、林道災害復旧事業に係るもの
- イ 奥地幹線林道に係るもの
  - 当該事業費の十分の六・五
- ロ その他の林道に係るもの
  - 当該事業費の十分の五
- 二、林道災害関連事業に係るもの
- イ 奥地幹線林道に係るもの
  - 当該事業費の十分の六
- ロ その他の林道に係るもの
  - 当該事業費の十分の五

2、林道災害復旧事業のうち農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和二十五年法律第六十九号以下「法」という。）

第三条第三項並びに第三条の二第二項の規定により高率補助の対象となる部分に対する補助率は、

前項の規定にかかわらず次のとおりとする。

- 一 奥地幹線林道に係るもの
  - 当該部分の十分の九（当該部分のうち法第三条第三項第三号の政令で定める額に相当する部分については十分の十）
- 二、その他の林道に係るもの
  - 当該部分の十分の七・五（当該部分のうち法第三条第三号の政令で定める額に相当する部分については十分の八・五）

(補助事業者の範囲)

3、前項の地域はその年ごとに知事が通知する。

第四条 林道災害復旧事業補助金及び林道災害関連事業補助金（以下「補助金」という。）の交付を受けることのできる者（以下「補助事業者」という。）は、市町村又は森林組合とする。

(災害報告)

第五条 補助金の交付を申請しようとする者は、林道に災害が発生したときは、その概況をすみやかに

知事に報告しなければならない。

(標識杭の設置)

第六条 補助金の交付を申請しようとする者は、林道災害復旧事業及び林道災害関連事業の対象となる災害箇所について、様式第一号による標識杭を設置しなければならない。

(林道災害復旧事業計画概要書)

第七条 補助金の交付を申請しようとする者は、様式第二号による林道災害復旧事業計画概要書二部を災害発生後四十日以内に知事に提出しなければならない。

(林道災害復旧事業費の通知)

第八条 知事は前条の規定により林道災害復旧事業計画概要書を受理したときは、別に定める基準に従って審査を行ない、当該林道災害復旧事業の事業費を決定し、その結果を通知しなければならない。

(補助率増高の申請)

第九条 第三条第二項に規定する高率補助を受けようとする申請者を包括する市町村長は、災害発生年度の翌年一月二十日までに様式第三号による補助率増高申請書（連年災害補助率適用申請書）二部を知事に提出しなければならない。

2、知事は、前項の規定により提出された補助率増高申請書（連年災害補助率適用申請書）の審査の結果に基づき、第三条第三項の地域を通知しなければならない。

(当該年度の補助金の額の内定)

第十条 知事は、第八条の規定により決定した林道災害復旧事業費に基づいて、当該年度における補助金の額を内定し、その結果を申請者に通知しなければならない。

(補助金交付の申請)

第十一条 規則第五条第一号及び第二号の規定による事業計画書及び収支予算書は、それぞれ様式第四号及び様式第五号のとおりとする。

2、前項に規定する書類は、前条の規定による通知

のあった日から起算して三十日以内に二部を知事に提出しなければならない。

(入札結果報告)

第十二条 補助事業者は、事業の入札を執行したときはすみやかに様式第六号による入札結果報告書二部を知事に提出しなければならない。

(申請事項の変更)

第十三条 補助事業者は、規則第十一条第一項の規定による知事の承認をうけようとするときは、様式第七号による事業計画変更承認申請書又は様式第八号による事業中止(又は廃止)承認申請書二部を知事に提出しなければならない。

2、前項の規定は、第八条の規定による事業費の決定通知をうけた後においてやむを得ない事由により事業を廃止しようとする場合について準用する。

3、第一項の規定は、規則第十二条第一項の規定に基づき補助金の交付の内示があった場合について準用する。

(補助事業の遂行の指示)

第十四条 補助事業者は規則第十七条第二項の規定による知事の指示を求めようとする場合には、当該年度の一月末日までに様式第九号による遂行指示申請書二部を知事に提出しなければならない。ただし、知事が予算の執行上支障がないと認めるときは、この期日を繰り下げることができる。

(補助金の交付の請求)

第十五条 規則第二十一条第三号の規定による補助金の受入額調査は、様式第十号のとおりとする。

(実績報告)

第十六条 規則第十八条の規定による実績報告書は、様式第十一号のとおりとする。

2、前項の実績報告書は、当該事業の完了後二十日以内又は、当該補助金の交付の決定のあった年度の翌年度の四月五日のいずれか早い期日までに二部を知事に提出しなければならない。ただし、知事が特に必要がありかつ、予算の執行上支障がない

いと認めるときは、この期日を繰り下げることがある。

(財産処分制限)

第十七条 規則第二十六条の規定による知事の承認を受けようとするときは、様式第十二号による承認申請書二部を知事に提出しなければならない。

(施越工事)

第十八条 緊急やむを得ない事由により規則第五条の規定による補助金の交付の申請前に事業に着手しようとする者は様式第十三号による施越工事承認申請書二部を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2、第一条並びに第十二条から第十四条までの規定は施越工事を行なう場合について準用する。

(書類の経由機関)

第十九条 この要綱に基づく書類は、所轄地方農林振興局長を経由して提出するものとする。

附 則

この要綱は、昭和三十七年度分の補助金から適用する。





そ の 他	計										
	合 計										

(注) この表には位置図(五万分の一地形図)及び平面見取図を添付すること。

記載事項

五万分の一地形図について

1. その路線の利用区域は、淡黄色、そのうち国有林を淡紫色、官行造林地を淡緑色で、その地籍を区分し、それぞれ同色で線とりして、その内側に面積「A○○ha」蓄積は「V○○○○m<sup>3</sup>」と朱記すること。
2. その路線の起終点間(擬設部分)を黒色実線で表示し、災害箇所はこの黒線と併行に箇所別に朱色実線で図示すること。
3. 奥地幹線林道に該当する路線については、その起点に(奥)と表示すること。
4. その路線の起点からの搬出経路(林道起点から最寄市場に至る経路)は藍色実線で表示し、その距離を傍記すること。
5. 橋梁の破損した路線については、その起点に◎を附すること。

平面見取図について

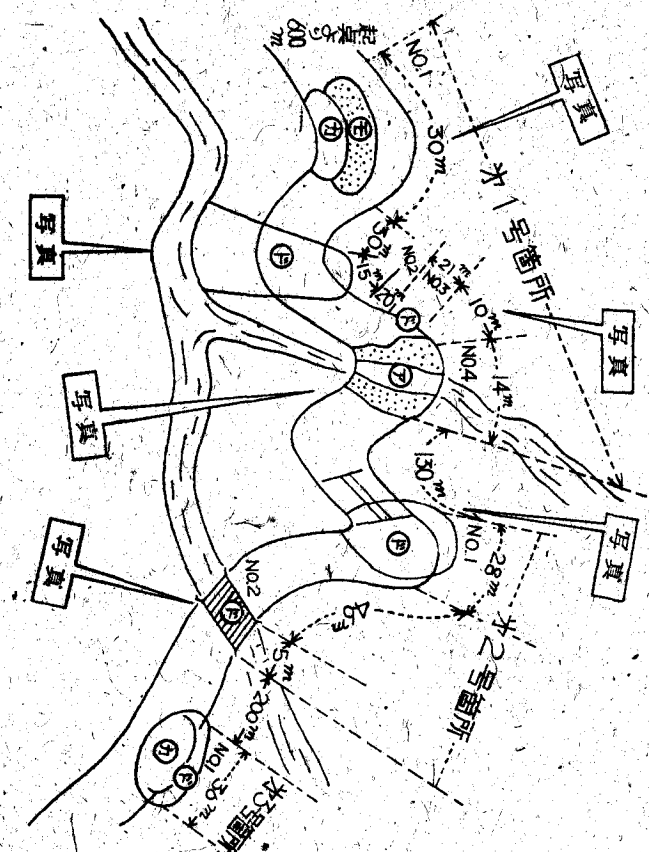
1. 原則として路線別に各別葉とするが、記載事項の少ない路線については、数路線を一葉に記載して差支えない。
2. 被災箇所の延長並びに被災箇所相互間の距離を明記すること。
3. 復旧位置が旧位置と異なるものについては、あわせてその復旧位置を明記すること。
4. 見取図は概要記載の路線の順序により、別綴すること。
5. その他見取図記載の要領は下図を参照し、その凡例記号は次表によること。

路線整理番号 No. \_\_\_\_\_

鳥取県〇〇市 〇〇町

(平面見取図凡例)

〇〇線災害林道被害状況平面見取図



工	種	記号	凡	例
空	積石垣	㊦	㊦	———
棟	積石垣	㊧	㊧	———
擁	石コンクリート壁	㊨	㊨	———
擁	コンクリート擁壁	㊩	㊩	———
岩	石切取	㊪	㊪	———
土	砂切取	㊫	㊫	———
盛	土	㊬	㊬	———
暗	渠	㊭	㊭	———
開	渠	㊮	㊮	———
編	柵	㊯	㊯	AAAA
土	羽			~~~~~
隆	道			=====
卷	立			=====
木	橋	㊰	㊰	=====
コン	クリート橋	㊱	㊱	=====
土	橋	㊲	㊲	=====
梁	コンクリートの木橋	㊳	㊳	=====

(様式第 3 号)  
昭 和 年 月 日/  
鳥 取 県 知 事 氏 名 殿

市 町 村 長 名

昭 和 年 度 林 道 災 害 復 旧 事 業 費 補 助 率 増 高 申 請 書 (連 年 災 害 補 助 率 適 用 申 請 書)

昭 和 年 1 月 1 日 从 1 2 月 3 1 日 まで に 発 生 し た 災 害 に よ り 下 記 の 被 害 を 受 け た 林 道 に 係 る 災 害 復 旧 事 業 費 に つ い て、 林 道 災 害 復 旧 事 業 並 び に、 林 道 災 害 関 連 事 業 補 助 金 交 付 要 綱 第 3 条 第 2 項 の 規 定 に よ る 高 率 補 助 を 受 け た く 申 請 し ま す。

記

市町村名	区 分	奥 地 の 他 別	当 該 市 町 村 の 総 事 業 費 (A)	復 設 延 長 の 事 業 費 (B)	1,000円 × B (C)		(1,200円) × B (D)		計 (C+D+E)		補 助 率 (F)/A	当 年 災 害 の 補 助 金 の 額 (G)
					1,000円 × B (C)	(1,200円) × B (D)	A-(C+D) (E)	(C+D+E)	(F)/A			
	連年災害	奥 地 の 他 計	円	円	円	円	円	円	円	円		円
	当年災害	奥 地 の 他 計	円	円	円	円	円	円	円	円		円

注: 1. 旧市町村の区域で補助率増高 (連年災害補助率適用) の申請をする市町村については「市町村名」の項に旧市町村名及び当該市

町村に合併した年月日を ( ) で併記すること。

- 「A」項の「連年災害」欄には、その年の12月31日までの3年間に発生した災害に係る災害復旧事業費の額を、同項の「当年災害」欄にはその年の12月31日までの1年間に発生した災害に係る災害復旧事業費の額を記入すること。
- 「既設延長」項の記載は、付表に記載された市町村の当該路線の「既設延長」項のメートル数を記載すること。
- 「補助率増高の申請をする市町村については、」C」項から「H」項までの「連年災害」欄は記入を要しない。
- 連年災害補助率適用の申請をする市町村については、「C」項から「H」項までの「当年災害」欄は記入を要しない。
- 「C」項「D」項及び「E」項の「事業費」項の「計」欄には、「C」項については、1,000円 × B, 「D」項については (1,200円 - 1,000円) × B, 「E」項については A - (C + D) の額を記載し、「奥地」欄及び「その他」欄にはそれぞれ、これらの項の「計」欄に記載した額を「A」項の「奥地」欄及び「その他」欄に記載した事業費の額に応じてあふれた額を記載すること。
- 「補助金」項には6により算出した「奥地」欄及び「その他」欄の事業費にそれぞれ災害要綱第3条第1項及び第2項の規定による補助の比率を乗じて得た額を記載すること。
- 「H」項には、補助率増高の申請をする市町村については「F」項の額を連年災害補助率適用の申請をする市町村については「A」項の「当年災害」欄の額に「G」項の率を乗じて得た額を記載すること。
- 金額の単位は円とし、円未満は「1」メートル当り事業費」については切捨て、その他は4捨5入すること。
- 補助率は小数点以下3位とし4位以下は4捨5入すること。

年災別箇所別等災害復旧事業費内訳

市町村名	奥地別 その他	路線名	事業費の 総額 円	当該路線 の長さ m	前々年災害箇所		前年災害箇所		当年災害箇所	
					災害名	箇所	災害名	箇所	災害名	箇所
					費	円	費	円	費	円
奥地計					小計		小計		小計	
その他計					小計		小計		小計	
合計										

注. 1. 補助率増高の申請をする市町村については「前々年災害」項及び「前年災害」項は記載しない。  
 2. 「当該路線の既設延長」項には、連年災害のうち最も新しい災害に係る災害復旧事業計画概要書に記載した路線の延長のメートル数を記載すること。

(様式第4号)

1. 事業計画書

事業内容	奥地別 その他	路線名	路線 整理 番号	施行箇所		種類	復旧箇所 番号	事業延長		内訳 工事費 円	補助金 円	備考
				市	町、村			m	m			

(ロ) 施行期間及び施行方法  
 施行期間 自 昭和 年 月 日 至 昭和 年 月 日  
 施行方法 直営、請負



2. 収支予算書 (収支計画書)

区分	科目	補助金	予算額	備考
収入	債金金貸 賦課金 付は賦課 又は賦課 負担金又は 寄附分 負担金内訳	計		
			小計	
支出	費費費他 (計)	計		
			小計	
支出	費費費他 (計)	計		
			小計	
支出	事務費内訳	計		
			小計	
支出	事務費内訳	計		
			小計	

小計	計

予算議決 (議決予定)

昭和 年 月 日

注: 支出欄工事費内訳の資材費, 労務費, その他は直営施行の場合のみ記載すること。

(様式第6号)

昭和 年 月 日

所在地

団体代表者 氏 名

鳥取県知事 氏 名 殿

昭和 年度林道(何々)線災害復旧(災害関連)事業入札結果報告書(何々災)

昭和 年 月 日付受 第 号をもって交付決定通知 (交付の内示又は着工承認) のあった昭和 年度林道災害復旧(災害関連)事業の入札結果は下記のとおりであったので林道災害復旧事業並びに林道災害関連事業補助金交付要綱第12条の規定により報告します。

記

1. 路線名
2. 施行箇所
3. 入札の方法
4. 入札執行場所及び日時

場 所  
日 時  
5. 入札担当者  
6. 入札立会人  
7. 入札数

箇所番号	設 計 内 訳		予定価格 円	備 考
	工事請負費 円	雑 費 円		

8. 入札者及び入札金額

順 位	入札者氏名	入 札 金 額 (円)			備 考
		第 1 回 順 位 円	第 2 回 順 位 円	第 3 回 順 位 円	

9. 落札価格及び施行主体雑費

設 計 額 A 円	落 札 価 格 B 円	施行主体雑費 C 円	計 D = B + C 円	残 額 E = A - D 円	備 考

10. 入札残額の処置に対する希望
11. 入札から契約までの経過
12. 添付書類  
請負契約書の写

(様式第7号)  
昭和 年 月 日

所在地 \_\_\_\_\_ 団体代表者 氏 名 〇

鳥取県知事 氏 名 殿

昭和 年 月 日付受第 号をもって交付決定通知 (交付の内示又は着工の承認) のあった昭和 年度林道災害復旧 (災害関連) 事業の計画を下記のとおり変更したので、鳥取県補助金等交付規則第1条の規定により関係書類を添えて申請します。

1. 事業変更計画書

(1) 事業内容

年度別	地 他 別 の 他 別	路線名	路線整 理番号	施行箇所			種 類	復旧箇 所番号	事業 前			内 容 更 後			備考
				市	町	大字			変 更	延 長	中 員	延 長	中 員	工 事 費	

(2) 施行期間及び施行方法

施行期間 自 昭和 年 月 日 至 昭和 年 月 日 施行方法 直営、請負

2. 収支予算書(収支計画書)

区分	科 目	算 額		備 考
		変 更 前	後	
		円	円	
収 入	負担金内訳			
	補助金			
	債 債			
	計			

文 出	工事請負費		計
	小 計	備 品 費	
工事費内訳			
工事雑費内訳			
	計	計	

予算議決(議決予定)

昭和 年 月 日

3. 変更理由書

4. 工種別工事費内訳比較対照表

区 分	変 更 前			変 更 後			差 引 増 減		
	数量	単 位	金 額 円	数量	単 位	金 額 円	数量	単 位	金 額 円
延長			円			円			円
工事費			円			円			円
工 種 種 別	数量	単 位	金 額 円	数量	単 位	金 額 円	数量	単 位	金 額 円

(様式第8号)

昭和 年 月 日

所在地

団体代表者 氏 名

鳥取県知事 氏 名 殿

昭和 年 月 日 発生林道(何々)被災者復旧(災害関連)事業中止(又は廃止)承認申請書

昭和 年 月 日付受 第 号をもって交付決定通知(交付の内示着工承認及び事業費の決定)のあった災害復旧(災害関連)事業を下記のとおり中止(又は廃止)したいので、鳥取県補助金等交付規則第11条(林道災害復旧事業並びに林道災害関連事業補助金交付要綱第13条)の規定により申請します。

記

1. 事業内容

年災別	地の別	路線名	路線整理番号	施行箇所			種類	復旧箇所番号	事業内訳			備考	
				郡	市	町村大字			中員	延長	工事費		

2. 中止(又は廃止)理由

(様式第9号)

昭和 年 月 日

所在地

団体代表者 氏 名

鳥取県知事 氏 名 殿

昭和 年 月 日 発生林道(何々)被災者復旧(災害関連)事業遂行指示申請書(何々災)

昭和 年 月 日付受 第 号をもって交付決定通知(交付の内示)のあった昭和 年度林道災害復旧(災害関連)事業は下記のとおり予定の期間内に完了しない(事業の遂行が困難となった)ので鳥取県補助金等交付規則第17条第2項の規定により関係書類を添えて報告します。

記

1. 事業計画書

(1) 事業内容

年災別	地の別	路線名	路線整理番号	施行箇所	種類	復旧箇所番号	復旧計画			現在出来高			残額	備考	
							中員	延長	工事費補助金	中員	延長	工事費補助金			
							m	m	円	m	m	円	m	m	円



(ロ) 旅行期間及び旅行方法

旅行期間 自 昭和 年 月 日 至 昭和 年 月 日 旅行方法 直営、請負

2. 工種別工事費内訳書

工種	種別	設計額			月現在出来高			残額		
		数量	単位	金額	数量	単位	金額	数量	単位	金額
				円			円			円
				円			円			円
				円			円			円

3. 理由書

(様式第10号)

補助金受入額調査

1. 工 事 費 金 額 円
2. 補 助 金 受 入 額 円
3. 既 受 入 額 円
4. 今 年 受 入 額 円
5. 今 年 後 受 入 額 円
6. 事 業 進 捗 率 %

(様式第11号)

昭和 年 月 日

所在地

団体代表者 氏 名

鳥取県知事 氏 名 殿

昭和 年度林道(何々)線災害復旧(災害関連)事業実績報告書(何々災)

昭和 年 月 日付受 第 号をもって交付決定通知のあった、昭和 年度林道災害復旧(災害関連)事業を  
下記のとおり実施したので、鳥取県補助金等交付規則第18条の規定により、関係書類を添えて提出します。

記

1. 補助事業の成績書

(1) 事業内容

年災別	奥地別 その他	路線名	路線整理 理番号	施行箇所		種類	復旧箇所 所番号	事業内容訳			備考	
				施 行 部 市 町 村	大 字			事 業 内 訳	市 員	延 長		工 事 費
								m	m	円	円	

00921

昭和37年12月14日 全農口 鳥取県公報 第116号

00922

(第5編) 第116号

昭和37年12月14日 全農口 鳥取県公報 第116号

(1) 施行期間及び施行方法

施行期間 自 昭和 年 月 日 至 昭和 年 月 日 施行方法 直営、請負

2. 収支精算書

区分	科 目	予 算 額	精 算 額	差 引 増 減	備 考
収 入	負担受内訳	起 債			
		小 計			
	工事請負費				
支 出	工事費内訳	備 品			
		小 計			
	工事雑費内訳				
	小 計				

昭和 年 月 日

所在地

団体代表者

氏 名

鳥取県知事 氏 名 殿

林道(何々)入線(何々)承認申請書

昭和 年度実施した林道(何々)線を(何々)したので、鳥取県補助金等交付規則第26条規定により関係書類を添えて申請します。

記

1. 開設並びに災害経歴

(1) 開設経歴

路線名	開設年度	開設区分	種類	巾	員	延長	工事費	補助金	備	考
					m	m	円	円		

(2) 災害経歴

年	災 名	施行年度	箇所番号	延 長	工 事 費	補 助 金	備	考
				m	円	円		

- 2. 所在箇所
  - 起 点 郡市 郡市 大字 字 番地
  - 終 点 郡市 郡市 大字 字 番地
- 3. (何々)する箇所
  - 起 点 郡市 郡市 大字 字 番地
  - 終 点 郡市 郡市 大字 字 番地
- 4. 同上巾員及び延長
- 5. 変更理由書
- 6. 位 置 図 (5万分の1地形図)

注. 既設林道を黒色で図示し、此のうち(何々)する区間を赤色で併記すること。  
なお、災害復旧した箇所はO印(赤色)で図示すること。

(様式第13号)

昭和 年 月 日

所在地

団体代表者 氏 名

鳥取県知事 氏 名 殿

昭和 年発生林道(何々)線災害復旧(災害関連)事業施設工事承認申請書

昭和 年 月 日付受 第 号で事業費の決定通知のあった昭和 年発生林道(何々)線災害復旧(災害関連)事業を下記のとおり実施したので、林道災害復旧事業並びに林道災害関連事業補助金交付要綱第18条の規定により申請します。

記

1. 事業計画書  
(イ) 事業内容

年災別	奥地の別 その他	路線名	路線整理 番号	施行 場所		種類	復旧箇 所番号	事業 内訳		備考
				郡	町 村 大字			市 員	延長	

(ロ) 施行期間及び施行方法

施行期間 自 昭和 年 月 日 至 昭和 年 月 日 施行方法 直営、請負

2. 収支予算書(収支計画書)

区分	科目	月	予算額 円	備考
入	負担金内訳	小	計	
		小	計	
		計		
支	工事費内訳	小	工事請負費計	
		小	備品費	
		小	...	
		小	計	
出		計		

3. 事業着手に急を要する理由

予 算 議 決 (議決予定) 昭和 年 月 日